

国名	対応
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。 <p>(5月27日付け知的財産局通達より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ感染拡大による事態により90日の期限内に出願の補正手続または証拠書類等の提出ができない場合、90日の期限内にパスポート、医師の診断書、コロナウイルスの感染地域に居住していることを示す証明書等を提出の上、延長申請することができる。 ・ 延長申請が認められた場合、90日の期限からさらに90日の延長ができる。延長申請が認められなかった場合、通知受領日から15日以内に不服申立ができる。 ・ 90日の期限内に手続および延長申請ができなかった場合、タイ知的財産局は出願取下げの通知を行う。同通知に対し出願人はその受領日から15日以内に不服申立ができ、出願人が期限内に手続を行うことができなかった事情を当局が認めた場合、出願人は通知受領日から60日間の提出期限延長ができる。
フィリピン	<p>(6月23日付けIPOPPLサーキュラーNo.2020-019より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類、支払いが可能な曜日を出願人の頭文字のアルファベットごとに限定していた措置を取りやめ、月曜日から木曜日の間、全ての出願人の受付も行う。 ・ 毎週金曜日は館内消毒のため閉鎖し、金曜日に期限を迎える案件については次の営業日に手続を行うことができることとする。

国名	対応
マレーシア	<p>(マレーシア知的財産公社HPより：5月13日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーサービスは段階的に再開する。 ・新規のPCT出願はWIPO IP Portalを通じて手続が可能。 ・2020年3月18日から6月15日までに更新期限を迎える特許、実用新案は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・活動制限令期間中に優先権主張期限を迎える特許、商標、意匠出願の紙媒体による手続は、2020年6月10日まで期限が延長される。パリ条第4条C3項に従い活動制限令解除後の初日に手続することを勧める。 ・オンライン出願システムは利用可能。 ・2019年12月27日から2020年6月15日に更新期限を迎える商標は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・存続期間が満了する意匠権の更新期限は、2020年6月16日まで延長される。 ・審判、異議申立、支払いを含む庁の書面に関する期限は、2020年6月16日まで期限が延長される。 ・活動制限令期間中、マドプロ経由の国際商標出願を停止する。 ・活動制限令期間中、謄本の提供を停止する。 ・活動制限令期間中に予定されていた商標、特許、意匠のヒアリングを中止する。 ・活動制限令期間中、著作権通知申請を停止する。 <p>(マレーシア知的財産公社facebookより：5月18日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーサービス窓口を以下の日程で再開する。 <ul style="list-style-type: none"> - 本部窓口（クアラルンプール）・・・5月21日から - 支所窓口　・・・5月18日から * 営業時間　午前9時から午後1時まで

国名	対応
インド	<p>(5月4日付けインド特許意匠商標総局発表、及び現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉庁期間を2020年5月17日まで延長する。 ・ 2020年3月25日から5月17日に期限を迎える案件は、2020年5月18日まで期限が延長される。 ・ オンライン出願サービスは24時間利用可能。 <p>(5月13日付け現地代理人からの情報)</p> <p>インド国内のロックダウン中に期限を迎える案件の期限を2020年5月18日に延長する旨発表したインド特許意匠商標総局の2020年5月4日付け通知に対してIntellectual Property Attorneys Association (IPAA) がデリー高等裁判所へ請願書を提出したことを受け、デリー高等裁判所は5月11日、同局が設定した期限（2020年5月18日）を保留とする決定を下した。新たな期限は裁判所または同局から改めて通知される予定。</p> <p>(5月18日付けインド特許意匠商標総局発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年3月15日から5月17日に期限を迎える案件の期限を、2020年6月1日まで延長する。 ・ 2020年5月18日以降に期限を迎える案件の期限は、延長されない。
インドネシア	<p>(5月13日付けインドネシア知的財産権総局facebookより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付業務を5月29日まで閉鎖。 ・ 3月23日から5月29日に期限を迎える案件について、期限を猶予する。 ・ オンライン申請は可能。 <p>(5月29日付けインドネシア知的財産権総局facebookより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付業務を6月4日まで閉鎖。 ・ オンライン申請は可能。 ・ 3月23日から6月4日に期限を迎える案件について、期限を猶予する。

国名	対応
シンガポール	<p>(シンガポール知的財産庁2020年4月28日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉庁期間を6月4日まで延長する。 ・ 2020年4月7日から6月4日の間に迎える期限は、2020年6月5日まで延長される。 ・ 閉庁期間中、紙媒体およびファックスによる手続は受け付けない。 ・ 閉庁期間中でも、オンラインによる応答等は可能。 <p>(シンガポール知的財産庁2020年6月2日付けURLより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類提出の猶予期間を2020年6月4日で終了する。 ・ 2020年4月7日から6月4日の間に期限を迎える案件は、2020年6月5日までに手続をおこなうか、延長申請をすること。 ・ 引き続きオンラインでの手続は可能。 ・ 対面式の面談は受け付けない。 ・ オンラインによる法律相談（リーガルクリニック）を引き続き実施し、その予約は電話または電子メールで受け付ける。 ・ 2020年6月5日から、①FAXまたは紙による書類提出、②郵送による手続、③紙媒体の謄本発行、書類の証明サービスを再開する。 ・ 特許、商標、意匠に関連する紙媒体での書類提出（郵送、クーリエ、FAX、直接）は、2020年6月5日から15日までに限り受け付ける。2020年6月16日以降はオンラインでの受付に一本化する。
ベトナム	<p>(3月31日付け 現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年3月30日から4月30日に期限を迎える知財案件の期限（優先権主張期限、書類の追完期限、方式・実体審査結果等に対する応答期限、更新期限、支払期限、請求期限）は、自動的に2020年5月30日まで延長される。その他の案件について、コロナウイルス感染拡大による影響で知財案件の権利確立および権利実施にネガティブな影響を受けた出願人は、サーキュラー01/2007/TT-BKHCHN（サーキュラー16/2016/TT-BKHCHN改正）9.4および9.5に基づく不可抗力の規則を適用することができる。 ・ 日ベトナム間PPH申請受付は、当初予定の2020年4月1日から2020年5月4日に延期する。 ・ ベトナム知的財産庁とのやりとりは、郵便またはオンラインシステムのみとする。支払いは郵便またはオンライン決済で行う。

国名	対応
ベトナム	<p>(4月7日付け現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム知的財産庁のハノイ本庁舎は閉庁し、郵送物の受付を停止。 ・ベトナム知的財産庁のホーチミン支所およびダナン支所は、郵送物を受け付けている。 ・オンラインでの手続は、ハノイ本庁舎およびすべての支所において可能。 <p>(4月23日付けベトナム知的財産庁告示No.5869/TB-SHTTより)</p> <p>2020年4月24日よりハノイ本庁舎、ホーチミン支所およびダナン支所における窓口出願を再開する。オンライン出願も引き続き受け付けている。</p>
ミャンマー	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。</p>
カンボジア	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。</p>
ラオス	<p>(4月24日付け現地代理人からの情報)</p> <p>ラオス知的財産局は4月20日から開庁し、通常通り出願を受け付けている。一部の審査官は在宅勤務中。</p>
バングラデシュ	<p>(5月30日付け現地代理人からの情報)</p> <p>特許意匠商標庁は、2020年5月31日から開庁。</p>
ブルネイ	<p>(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より)</p> <p>一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。</p>